

社会労働委員会議録第三十六号

昭和三十年七月七日(木曜日)

午前十時三十四分開議

出席委員

委員長 中村三之丞君

理事 大石 武一君 理事 中川 俊思君

理事 山下 春江君 理事 山花 秀雄君

理事 吉川 兼光君

理事 榎村 武一君 小川 半次君

理事 龜山 孝一君 草野 一郎平君

理事 小島 徹三君 山本 利壽君

理事 横井 太郎君 巨 四郎君

理事 越智 茂君 倉石 忠雄君

理事 小林 郁君 八田 貞義君

理事 多賀谷眞檢君 滝井 義高君

理事 中村 英男君 八木 昇君

理事 横鏡 重吉君 神田 大作君

理事 矢尾喜三郎君 中原 健次君

出席政府委員

法制局参事官 西村健次郎君

(第三部長)

労働事務官 中西 實君

(労政局長)

労働事務官 江下 孝君

業安定局長)

委員外の出席者

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 浜口金一郎君

専門員 山本 正世君

同日

委員八木昇君辞任につき、その補

員として八木昇君が議長の名で委

員に選任された。

同日

委員八木昇君辞任につき、その補

員として八木昇君が議長の名で委

員に選任された。

同日

委員八木昇君辞任につき、その補

員として八木昇君が議長の名で委

として小川豊明君が議長の名で委員に選任された。

委員小川豊明君辞任につき、その補員として岡本隆一君が議長の名で委員に選任された。

七月六日
戦傷病者の相当雇用に關する請願(神田博君紹介)(第三五九〇号)
健康保険法等の一部改正に關する請願(小林鏡君紹介)(第三五九一号)
同(長谷川保君紹介)(第三五九二号)
同(八木昇君紹介)(第三五九三号)
同(井谷正吉君紹介)(第三五九四号)
同(小坂善太郎君紹介)(第三五九五号)

同(前尾繁三郎君紹介)(第三五九六号)
同(三輪壽壯君紹介)(第三五九七号)
同(クリーニング業法の一部改正に關する請願(小笠公昭君紹介)(第三五九八号)

昭和三十年年度簡易水道事業国庫補助に關する請願(川野芳滿君紹介)(第三五九九号)
公立病院整備費補助金交付に關する請願(川野芳滿君紹介)(第三六〇〇号)

の審査を本委員会に付託された。
本日の會議に付した案件
失業保険法の一部を改正する法律案(内閣提出第九四号)
労働者災害補償保険法の一部を改正

する法律案(内閣提出第一二二号)
四国電力株式会社の人員整理問題

○中村委員長 これより會議を開きます。
四国における電産の整理問題について、發言の申し出がありますので、これを許可いたします。八木昇君。

○八木(昇)委員 実はあるいはお聞き及びかと思つてございまして、電産労組の四国地方におきまして、たゞいまからおよそ三年前に電産、炭労の大きな争議がございまして、その当時の電産四国地方本部の執行委員長以下幹部十一名の処分問題が、それから三年近くを経過いたしました今日、突如として今起つております。これは將來の労働者のいろいろな運動にとりまして、影響するところきわめて大きな問題であると思つたために、本日緊急に質問をお願いしたわけであります。

おそれ御承知だと思つて、最初にお伺いいたしますが、四国地方本部で組合幹部十一名の懲罰問題が起つておるといふようなことについて、労働省当局はこれをすでに御承知になっておるかどうか。もし御承知になっておるといたしますならば、これに対してどういふふうな見解を持ち、またどういふふうなしようとしておられるか、その辺を最初にお伺いしたいと思つておられます。

○中西政府委員 四国電力会社の懲戒事案につきましては、われわれもある程度詳しく存じております。この問題は、例の昭和二十七年秋の争議からいふやうな問題でございまして、おっしゃるやうに、その後日時が経過してございまして、その時点で、実は組合として問題にしておるようでございます。これは現在、会社の懲戒委員会ですらに検討することになっておるようでありまして、これに對しまして、実は電産から争議予告が労働大臣並びに中労委に出しております。これは法律に従つて提出されたもので、われわれの方でも受理いたしましたので、その後の成り行きを見ておるわけでございまして。私どもとしまして、この問題について今特にならうとどういふふうには考へておりません。

この懲戒事案のうちの刑事事件になったものにつきましては、現在検事控訴あるいは被告人からの控訴がなされておりました。それによつて刑事事件は解決していき。さらに懲戒事案につきまして、これが不当なものなれば、それぞれあるいは地労委あたりに提訴される手段もございまして、われわれ労働省といたしまして、特にこの問題について積極的に何かするということとは考へておりません。

○八木(昇)委員 これは、ただいまのやうなお答でございましたが、非常に大きな問題を突は含んでおりました、私どもとしましては重大な関心を持っております。大体概略御承知だと思つて、簡単に御説明申し上げますと、昭和二十七年のストライキの際における四国地方本部委員長菅正三郎氏以下四国地方本部の全部の常任執行委員並びに当時の組合幹部を含めまして十一名を懲戒処分付さんとされておるわけでありまして。ところが、その中身を見ますと、この十一名の人たちの大多数というものは、刑事上の問題にももちろん何ら問われておりませんが、正当な争議の行為をやっておるわけでありまして。ところが、これに對して会社側が、どういふ理由でこれを懲戒にかけようとしておるかお申しますと、昭和二十七年の秋季において違法不当な争議行為を企圖指導並びに遂行し、かつ実行した。このことは会社就業規則に照らして不都合な行為である。これは会社の懲戒理由書の原文そのままでありまして。こういうことで懲戒をしようとしておるわけですか。そういういたしますと、これは労働法によつてストライキ権を与えられ、それに基づいてストライキをやつた以上、正常なる会社の事業運営に支障を来たすことは当然であります。そのことをもつて、これを就業規則に照らして不都合な行為であるとして処断しようとしておるわけでありまして。

しかも、その十一名の内容を見ますと、幾多の矛盾をはらんでおるわけでありまして。御承知かと思つて、この電産ストに關連して、電産ストは合法であるといふことは、再三にわたつて判決が出ておる。ところが、そうではなく、ピケットを張つてそのために会社側との間に若干のトラブルを起し

ておる。御承知かと思つて、この電産ストに關連して、電産ストは合法であるといふことは、再三にわたつて判決が出ておる。ところが、そうではなく、ピケットを張つてそのために会社側との間に若干のトラブルを起し

ておる。御承知かと思つて、この電産ストに關連して、電産ストは合法であるといふことは、再三にわたつて判決が出ておる。ところが、そうではなく、ピケットを張つてそのために会社側との間に若干のトラブルを起し

ておる。御承知かと思つて、この電産ストに關連して、電産ストは合法であるといふことは、再三にわたつて判決が出ておる。ところが、そうではなく、ピケットを張つてそのために会社側との間に若干のトラブルを起し

ておる。御承知かと思つて、この電産ストに關連して、電産ストは合法であるといふことは、再三にわたつて判決が出ておる。ところが、そうではなく、ピケットを張つてそのために会社側との間に若干のトラブルを起し

ておる。御承知かと思つて、この電産ストに關連して、電産ストは合法であるといふことは、再三にわたつて判決が出ておる。ところが、そうではなく、ピケットを張つてそのために会社側との間に若干のトラブルを起し

ておる。御承知かと思つて、この電産ストに關連して、電産ストは合法であるといふことは、再三にわたつて判決が出ておる。ところが、そうではなく、ピケットを張つてそのために会社側との間に若干のトラブルを起し

ておる。御承知かと思つて、この電産ストに關連して、電産ストは合法であるといふことは、再三にわたつて判決が出ておる。ところが、そうではなく、ピケットを張つてそのために会社側との間に若干のトラブルを起し

た、この問題で六つの起訴事件が起きたわけでありすが、それによって第一審において罰金刑を受けた者が二名あります。ところがその二名の人は、すでに第二組合に加入してあるという理由でございましょう、そういう人たちは処罰対象となっておりません。それから、はなはだしい例を取りますと、渡辺という人のときは、この処罰を受ける直前にしまして、四国電力がたたくさん株を持っておる姉妹会社の美馬水力という会社に就職あつせんをして入社せしめておる。そういう人が二名もおるわけでありすが、また先ほど申しました通り、高知の支部の委員長のごときは、何らの刑事上の問題その他もないにかかわらず、これが懲戒委員会にかけられておるといふ事態になっておるわけだ。

そこで、この際私が伺いたしたいのは、元來労働省というものは、労働者のいろいろな運動に対する取締り機関でないことは申すまでもないことである。労働者のいろいろな福祉を擁護するという主たる任務を持っておるものであるというふうに思います。で、そういう観点から、労働省はこういう事態に対してどういう考えを持ち、どうしようとしておられるかというのを伺いたいたために以下の事柄を聞くわけだ。

まず第一に、ストライキを行なった幹部に対して、それを就業規則に照らして不都合な行為であるとして処断できるということが言えるかどうか、こういうことについての労働省当局のお考えを率直にお述べいただきたい。
○中西政府委員 労働組合の結成、加入、それから正当な組合活動、これ

は憲法にも保障されておりますし、それに対する不当な処分がありました場合には、労働法によって保護の規定もございまして、問題は、組合活動の正当な境界の問題でありまして、正当な境界を越えた行動は、たとい組合活動の一環としてやりましたも個人的な責めを免れない。従って、その正当な境界を越えた問題で会社が懲戒処分にするというところは、あり得るのじゃないか。特に裁判所で有罪の判決を受けたら、もちろん確定しなければわからぬわけでありすが、そういうふうな事案について会社が就業規則あるいは労働協約等の規定に従って懲戒処分を行うというところは、あり得るのじゃないかというふうに考えております。

○八木(昇)委員 私は刑事問題云々を聞いておるのではないのであります。そしてまた、会社もそういうことは一切理由をいたしておりません。そうではなくて、争議行為がいろいろ会社業務に支障を来たして、需用家に多大の迷惑を与えたという事です。こういうことが、実は一つの理由となつておるわけでありすが、さらには業務に支障を来たしたというところが、一つの理由となつております。この二つの理由をもつて、会社就業規則に照らし不都合な行為であるという事で、地方本部の全執行委員を処罰せんとしているわけでありすが、これはいまだかつて私はその例を聞いたことがないのであります。よく会社の事業が不振である、企業整備をしなければならぬという理由のもとに、たとえば千人おる会社で、二百人なり三百人の人員整理を行う際に、かつて組合の幹部であつたよ

うな人々を敵首対象者の中にうまく織り込んでやられたような事例は聞くのでありますけれども、ストライキをやつて需用家に迷惑をかけた、会社業務に支障を来たしたという理由をもつて、当時の最高幹部のみを処罰対象にしたという無謀な例は一つも聞かないのであります。そこで、そういうことについては、実はお伺いしておるわけでありすが、今回の刑事云々というふうな問題につきましても、松山裁判所が出した判決文にもはつきり書いてありまして「労働者の団体交渉権、争議権は憲法の保障するところであり、従来犯罪とせられた行為でも右権利の行使としてなされた行為は労働組合法第一条第二項により刑法第三十五條の適用の結果、罪とならなくなつたことは弁護人等主張の通りである。これは当然のことでありまして、先ほどお答えのような点をお伺いしているわけではありせんので、重ねてお伺いをいたします。

○中西政府委員 刑事事件にかかると、かからないとは別にいたしまして、違法、正当性の境界というところに、問題はかかってくるわけでありすが、そこで経営者側が、正当な境界を越えて、つまり組合活動としても許されざる限度の行為があつたという場合に、その責任者を懲戒に付するということはあり得るわけでありすが、もちろん、正当の範囲を逸脱したかどうかということについての公けの判定は、労働委員会あるいは裁判所がやる問題ではございませぬ。もちろん、最終的には裁判所でありすが、行政的には、労働委員会の公益委員會議で認定するということがなおりますけれども、一応そう認めた場

合に、責任者を経営者が懲戒の対象にするというところはあり得ると思ひます。
○八木(昇)委員 それは最終的には労働委員会もしくは裁判所の決定でございまして、ここで法律上の厳密な見解をお伺いいたしても、ある意味においては無意味でございまして、むしろ労働者のいろいろな権利や福祉を守るという本来の任務を持っておられる労働行政の担当省としての労働省の、もっとフリーな立場での御見解を、実はお伺いしておるわけでありませぬ。従来、停電ストというものは、スイッチ・オフを伴うので違法であるという事で、なかなか問題になりませんでした。労働省もそういう見解を出されたようなこともあります。これにつきましても、私が申し上げるまでもなく、東京高裁その他随所で、これについては正当であるという判決文が出ましたことは、私がここで読み上げるまでもないと思ひます。持つてきておりますが、停電ストさえそうでありまして、電源ストの場合は、労働を提供せず職場を自然に去る、こういう争議行為でありまして、これはもうほとんど適法、不適法というふうなことの論議の対象には当然なつておらない、こういうふうなふうな思ふわけだ。そういうふうな状態に対して、しかもその後、御承知の通り、労働者の非常な反対があつたにもかかわらず、すでにスト規制法も施行して、それからすでに二年九九月ほど経過しておる。こういう段階に當つて、これほどいろいろな問題があるような処罰行為に出ることについて、労働省として拱手傍観しておつてもらつては実は困ると、私も

は思つておるわけでありすが、その辺につきましても労働省のお考えその他をお伺いしたい、こう思つております。
○中西政府委員 問題は、結局正当性の範囲にとどまつたかどうかの事実認定でございまして、すでに三年近く前の話でもございまして、われわれはそのときの奥地をよく存じておりませぬ。しかし、聞くところによりますと、単なるウォーク・アウトあるいはスイッチ・オフというのではなくて、発電所のところにピケを張り、会社側が入つていくのを力をもつて阻止したということが原因のようではあります。従つて、それが当時の状況において正当な境界を越えたかどうか、もしも実力をもつてピケで経営者側を阻止したという事になりませぬれば、これは行き過ぎではあります。ただ、その場の事情をわれわれも詳しくは存じませぬから、わかりませぬけれども、一応そういう理由で会社が取り上げておるわけでありすが、従つて、そうだとしますれば、就業規則その他に照らして、懲戒に付するということも、不当とも考えられないのであります。ただ問題は、あまりにも以前の事案を今ごろ持ち出したというところが、われわれとしましては、何だかちよつとずれ過ぎでおるといふ感じがいたします。この点につきましても、私も会社側にそういう気持を申したこともございませぬが、会社側としましては、当時この問題は刑事事件として檢察当局がタッチした、従つて一応その結論が出るまではというので、そのときは差し控えた。ところが、裁判が長引きまして、やつと最近になつて初審の判決が出た

ということ、今ごろになって懲戒を
持ち出したということらしいのであり
ます。私どもとしまして、もう三年
前の事件を今ごろ取り上げるのは、時
期的に見てどうかと思うことは感じ
ております。しかし、そうだからとい
て、原因のあることを取り上げては
けないということもございませんで、
会社はわれわれの気持を伝えて、
それでも、やはり会社としては理由
があるのだからということになれば、
今度は法的に労働委員会なり裁判所
で争ってもらおうというよりしようがない
のではないかと、そういうふうには考
えております。

○八木(昇)委員 非常に貴重な時間
でございますから、もう多くを費しませ
ん。あと幾つかの質問をいたして終
たいと思っております。

それで、たゞいまのお話でございま
す。実は労働委員会なり何なりというよ
うなものについても、これは労働省が
どうこうとするという筋合いのもので
はございませぬけれども、私ども非常
に遺憾なんです。と申しますのは、二
十七年の争議の終りました直後から、
組合の分裂について、会社側が随所に
おいて不当労働行為をやったという事
実を実は私は聞いておるわけです。そ
こで実は香川県地労委、高知県地労
委、愛媛県地労委、徳島県地労委、す
べてにわたって七県ですか、不当労働
行為の申請をしておるわけでありま
す。これは二十八年に申請をしてお
る、ところが、三年近くも経りました今日
に至るも、各県とも全部判定を出さな
いのであります。右とも左とも、何と
も二年半以上にわたって出さない。し
かも、その間一回、非公式にこの地労

委から、これは明らかに不当労働行為
と思われる節々がある、しかしなが
ら、何とか和解の道はなかるるか、こ
ういう申出が二年を経過した今年の春
あつたさうです。しかしながら、そ
ういうことでは話にならないというこ
とで、今日に至るもこれについて判定を
下さないという、まことに遺憾千万な
事態にある。そこで、これらについて
も、ほんとうにどういう会社側の不当
労働行為に対する判定をし、会社側に
嚴重な戒告をなすべき任務を、労働委
員会あたりが果たしておらない、こう思
つておるわけです。これらにつきま
しても、直接労働委員会に対して、どう
こうということはないでございませ
うけれども、労働省当局はお考えを願
いたいと思ひます。

それからもう一つの点は、これも実
は御承知かと思ひますが、同じく四国
におきまして、四国電労という第二組
合に対して、会社はユニオン・ショッ
プを結んだ。ところが本組合である第
一組合とはユニオン・ショップを結ば
ない。しかも第二組合の方から本組合
の方へ籍を移した人に対して、ユニオ
ン・ショップをたてにとつて職首をし
ておる、三名首を切つておる。これは
もちろん地方裁判所で争つております
から、そこで決定を出してくれと思
つておりますが、全体としてそういう
非常な不当労働行為的背景の上に、
今度の事態が推進されておつて、労働
者に対してさらに追い打ちをかけてお
る、こういうふうな実態にあるわけで
あります。従ひまして、今の労働委員
会の不当労働行為に対する態度その他
につきましても、一応この際労働省の御
見解を承わつておきたいと思ひます。

今この不当労働行為申請に対して、二年
半も判定を下さないというこの状態に
対しての、労働省の見解を伺いたいと
思ひます。

○中西政府委員 労働組合の問題で一
番厄介な問題は、労使間の問題より
は、かえつて組合相互間の問題、これ
が実は一番解決の困難な問題でござ
います。結局組合の組織の問題は、われ
われとしても、いかんともしがたい問
題であります。できました第二組合
が、明らかに御用組合ということの認
定があれば、これはまた別でございま
すけれども、四国の労働組合は、今や
総数五千九百幾らで、あと龍巖の組合
員は、最近では六十四名というふうなこ
とです。こういう実態から、やはり地
労委としてもなかなか結論が出しにく
い。これはわれわれも労働委員会です
務をしておりまして、十分に推測がで
きるのでございませぬ。従つて、こうい
つた実態から考へて、やはりいろいろ
問題は処理されなければならぬ。こ
とに今のユニオン・ショップの問題で
ございませぬが、これは法規にもござ
いますように、過半数以上の組合がユニ
オン・ショップを結ぶわけがござ
います。そうだとしますと、それが有効
に結べられませぬれば、これは実務上い
かんともしがたいということになりま
すので、この組合の問題といひますも
のは、それぞれの實力というものによ
つて問題が処理されていくのじやなか
らうか、われわれがそこに妙に介入い
たしますことは、かえつて事態を混乱
に導く。電産の主張は、まことによく
わかるのでございませぬが、一応実態か
ら考へまして、その進展に待つよりし
やうがないのじやないかというふう

考えます。

○八木(昇)委員 私の問いに対しての
直接の答えでなかつたように思いま
す。私が聞いておりますことは、次の
ようなことを聞いておるわけでありま
す。二年半前に組合が分裂をいたしま
して、その当時分裂をした組合とい
うのは、二年半前組合員数はわずかであ
つた。そのときに不当労働行為とい
うものを申請したのは、会社側がこうい
うことをやつたということの不当労働
行為を指摘して労働委員会に申請をし
ておつた。ですから、それによつて当
然判定をすべきである。その後の、二
年半も判定を引き延ばしておいて、実
態が、第二組合が数がふえたとかふえ
なかつたとか、そういうふうなことを
問題にすべき筋合いではない、こう私
は思ふのです。

それはそれといたしまして、とにかく
労働委員会が不当労働行為の申請を
受けて、それに対しての判定を二年半
にもわたつていずれとも下さない、こ
ういうことについて、どういふお考え
かというところであります。

○中西政府委員 労働委員会の決定
は、できるだけすみやかになされること
の望ましいことは申すまでもございま
せん。ことに調停ですら一カ月以内と
いうような、大体訓示的な規定もある
くらいでございませぬ。この不当労働行
為の決定も、なるべく早く出るに越し
たことにはございませぬ。ただ労働委員
会の弁護をするわけではございませぬ
けれども、事案によりましては、かえ
つて白黒をつけますために問題がこん
がらがらるといふ場合もございませぬ。こ
れは裁判所においてすら、和解とい
ふことで問題を円満に解決する道がで

ておるくらいでございませぬ。従つて、
特に労働関係というものは、法律上は
ある程度理論的に割り切れませぬも、
これをびしりとぎめますことは、かえ
つて混乱を起すといふ場合もございま
す。そういう場合には、勢い決定が非
常に決つていく。そうして、できれば
和解によつて解決したいという労働委
員会の努力もわからないわけではござ
いませぬ。しかしながら、われわれと
しましては、常々なるべく調停事案、
またこういう不当労働行為の事案
は、できるだけすみやかに結論を出す
ことを期待も、またお願いもしてお
るということでございます。

○八木(昇)委員 まあそれ以上の質問
は差し控へます。それで、いずれにい
たしまして、これは御承知かと思ひ
ます。先ほど御説明もありました通り
に、この問題は明らかに会社の方がス
トライキの責任者を全員処罰する、こ
ういふふうな出方でありまして、非常
な将来の労働運動に対するはつきりし
た、いわば挑戦という格好でありま
す。労働者としては、これをそのまま
ないがしろにして見過ごすわけにはい
かないのであります。そういうふうな格
好から、先程の御説明もありました通
りに、電産はあの後二年半以上を経過
いたしました今日、初めて全国的なス
ト通告を十六日にやるに至つておるわ
けであります。それから御承知の通り
に、分裂いたしました電労連並びに四
国電力におきます第二組合、これも
いずれもこの処分反対の決定をして、
地元第二組合の方につきましては、
すでに三、四回にわたつて団体交渉が
行われ、現地におきましてはすわり込
みが行われると、こういう状態になつ

ておるくらいでございませぬ。従つて、
特に労働関係というものは、法律上は
ある程度理論的に割り切れませぬも、
これをびしりとぎめますことは、かえ
つて混乱を起すといふ場合もございま
す。そういう場合には、勢い決定が非
常に決つていく。そうして、できれば
和解によつて解決したいという労働委
員会の努力もわからないわけではござ
いませぬ。しかしながら、われわれと
しましては、常々なるべく調停事案、
またこういう不当労働行為の事案
は、できるだけすみやかに結論を出す
ことを期待も、またお願いもしてお
るということでございます。

ておるくらいでございませぬ。従つて、
特に労働関係というものは、法律上は
ある程度理論的に割り切れませぬも、
これをびしりとぎめますことは、かえ
つて混乱を起すといふ場合もございま
す。そういう場合には、勢い決定が非
常に決つていく。そうして、できれば
和解によつて解決したいという労働委
員会の努力もわからないわけではござ
いませぬ。しかしながら、われわれと
しましては、常々なるべく調停事案、
またこういう不当労働行為の事案
は、できるだけすみやかに結論を出す
ことを期待も、またお願いもしてお
るということでございます。

おります。情勢によつては全国的なストライキ行為に発展しようとする形勢に突はなつてきておるわけです。こう

いう三年前の問題のために、会社側がこういう強引な仕打ちをするに、よ

つて、おそろくこのまま事態が伸びていきますと、また社会全般に対して大

きな問題を投げかけるような争いに、漸次なつてこようとする形勢にあるわ

けであります。何とかこれは労働省の本来の任務である労働者の福祉その他

を守るという立場から、せひとも善処方をお願いしたい。これは局長さん以

下だけでなく、労働大臣の方にも事情を御説明の上に、せひこつて、トラブ

ルが今後本格的な争いに発展していかないよう善処方をお願いするわけであ

りません。親切にお答え願

います。短期の労働者の分類と申しますか、その意味で失業保険を

給付されておる給付期間中における就職の状況と申しますか、これを一つ数

字的にお示し願ひたい。

○江下政府委員 昨年調査いたしました結果でございますが、大体現在でも

そう違はないと思つております。失業保険金受給者のうち、百八十分全

部を受給し終りますのは、全体の約半数でございます。残りの半数につきま

しては受給を終りました直後の六カ月間に就職または自営業開始等をお

るわけでございます。従つて、その短期間に就職のできる、その意味でいわ

ば雇まれた立場の労働者の場合と、それからそうでない、全期間中について

就職することができず、さらにその期間を超過しても就職することのできな

かった失業労働者の人たちが、実情としてはどういう業域を職を求めてきま

よつておるか、そういうことについての何か御調査がございましたら、お示

し願ひたいと思ひます。

○江下政府委員 先ほどお答えいたしましたように、この調査が非常に困難

でございますが、受給期間が過ぎて、全部もろい切つたあと三カ月の間に、

とが、先日こちらで御答弁を伺つたのが、突は一致しておりませんのです

が、これはどういふことなのでしょ

うか。

○江下政府委員 おそろくこつていうことではないかと思ひます。私が先般申

し上げた期間別の受給者の数は、二十九年年度の数字から推定したもので

ございます。日経連では歴年を取つたのではないかと思はれる節がございま

す。いずれにいたしましても、そう大きな数字の狂いはないのではないかと

考えております。

いう者もございまして、その他相当す

ういふものもございまして、私の方では、一応この前こで申し上げたよう

な数字が、大体正確じゃないかと考へております。

○中原委員 そのことは、またあとで関連が出てきますからお尋ねします

が、今こで私が心配しておりますのは、この短期労働者の人たちが、実際

にはどういふ状態に置かれておるか、どういふ状態のものでその仕事をして

おるかというところを知りたいためであつたのであります。こでもう一度

念のために、ただいま申し上げました二点についての分類を数字的にお示し

いますと、どういうことでございませうか。

○中原委員 業種的に、いわば季節労働者、あるいは循環的なそういう作業の労働者が二十二万九千人、こういうふうにならなければならない。そこで、この人たちがいるところの季節労働者に全部該当しているのか、それともそれ以外の人をも含んでおられるのかという事です。

○江下政府委員 先ほど申し上げました二十二万余の人は私どもとしては季節的な労働者がおのうちの八割程度を占めておられると思います。残りの二割程度が循環的な労働者であると考えております。

○中原委員 そこで、こういう数字の計算の基礎というものが、ずいぶん問題になると思うのですが、ただこれだけ見ておきますと、二〇%というものは、いわゆる雑種な中から拾い上げたものというふうになつてくるわけですから、従つて八〇%が今回の改正法律案の対象として考えられておられる、こういうことになるのですか。

○江下政府委員 そうではございませんで、今回の改正では、失業する前の一年間に被保険者期間が六カ月から九カ月であった者、つまり先ほど申し上げました数字にいたしまして二十九万人、これが従来ならば給付期間が百八十日であったのを九十日に削減する、こういうことであります。

○中原委員 それでは二十九万一千人の人たちが、今回の九十日の分の給付に転換をする対象、こういうことですね。そこで問題になりますのは、いやしくも二十九万一千という数字が出ておるからには、相当大きな数だと理解

します。その大きな数の人が、百八十日の給付を受けておつたものが九十日に引き下げられていくということになつてくれば、この人々は、失業保険法に對する立場が、せつかく今までは、なほだ十分ではあるが、しかしながら辛うじてこの失業保険の給付に力を得て生存を続けておつた立場の人であります。それだけに、この人々をこのような措置で処理するという事になつてきますと、今日の失業救済の政策

ではないか、やはり問題が出てくるのではないか。はなはだありがたからぬということが出てくる、いや、はなはだ迷惑であるということが出てくる。従つて、これに對処する具体的な措置と

というものが、当然用意されなければならぬと思つておられます。その用意をなされないままに、これだけのものが給付が半減されてそのまま放置されたのでは、これは大へんなことになると思つたのですが、この点についてはどのようなお考えでしようか。

○江下政府委員 今回の改正案は、季節労働者を主体といたしまして短期保険者の受給期間を削減いたしますと同時に、長期の被保険者であったものに対して、給付期間の延長をはかつておるのでございます。これは季節的労働者を主体といたしまして短期被保険者の削減のみを問題にすべきではなく、私どもとしては、全体としてこの保険法の改正を考えておられるわけでございます。

そこで、実はこの季節的な労働者を主体といたしまして短期被保険者の問題でございますが、これはお話の通り、一応表面的にはそういう給付日数の削減ということが言われると思つてござい

ますが、実際にこれを数字において見ますと、被保険者期間の六カ月から九カ月でありましたものの平均の受給日数を調べてみますと百十日でございます。今回私どもの考えておりますのは、これを九十日にする。百八十日が九十日に形式的には減ることになります。ところが、実際問題として、季節的な労働者が主体となつておられます。係上、百八十日というものはほとんどないわけではございません、みな季節的に、冬場働かに行けない場合だけ、その期間だけを彼らは失業保険によつてまかなつておられるのが実態であります。そこで、現実には百十日という平均受給日数になつておられますので、そう大きな、これによつての打撃と申しますか、混乱が起るといふことは、私どもは考えていないのでございます。

実はこのお話が出ましたので、前会も御答弁いたしましたと思つておられますが、季節的に雇用される者というものは、本来失業保険法の建前といたしましては、失業保険から除外される建前になっております。なぜ季節的に雇用される者を除外したのかと申しますと、これは毎年繰り返して失業保険をもらう、つまり一定の期間だけ働けば、必ずあと失業保険をもらうという事になりますので、前々申し上げましたように、失業保険法本来の趣旨から見ますと、適当でないものであります。また保険法を初めに作り出したときの季節労働者といふのは、非常に短期のものも多くございまして、従つて保険料のかけ捨てにもなる、こういう面も考慮して、除外をいたしておつたのでございませう。ところが、だんだん経済実態が大きく變つて参りまして、最近季節的に雇用される者というものが、非常に長期に働かようになって、しかもそれが毎年繰り返して失業保険をもらう、こういうことになつてきたのでございませう。法律の字づからいいますと、一応除外という建前に相なりますので、私も事務的に、いろいろこの問題を検討いたしておるのでございませう。実際問題といたしましては、季節的に雇用される者というものでない者との限界というものは、なかなかむずかしいのでございませう。たとえて申し上げますと、出かせぎに行く者でございませう、当初から私の方で業種を指定するといふような形でもとらない限りは、困難なのでございませう。たとえば北海道に土建に働かに行く人は季節的なものである、こういう指定をしなければならぬ。ところが現実には、これらの人の中にも、季節的に行く者といふものと、その差がある、また当初は長くなるつもりであったも、半年ぐらゐで帰ってくる人もある。雪が降ればやめるつもりであったものが、雪が降らなかつたために一年中働いた。こういういろいろな雑多なものがございまして、ごく短期のものならば、これは季節的であるかどうかという判定がつかまされども、そうでない長期のものにつきましては、季節的か季節的でないかという判定は、実際問題としては安定所では困難でございます。しかしながら、大体におきまして毎年繰り返して出かせぎに行つておられる、あるいは循環的に一定の人員が毎年繰り返して失業保険をもらつておられる。私もよく耳にするのでございませう、都市等でも、ごく短期間だけ働いて失業保険をもらう、また短期間働いて、こういうような

事情が相当多いというふうに私ども聞いておるのでございませう。こういう点から考えまして、あれこれ考え合せまして、今回の保険法の改正におきましては、結局業種による区別ということには困難である、あくまでも期間によつて調節をすることが妥当であらう、私ども実はこういう結論に達したのでございませう。仰せのごとく、この中の短期間労働者の一部には、先生の御心配のような点があるかと思つておられますが、これは申し上げるまでもなく、安定所におきまして職業紹介活動を活発にいたしますとともに、政府の行なつております失業対策の各般の施設にこれを吸収していくことを、当然考えていきたいと思つております。

○中原委員 政府の各般の施設、救済施設あるいは救済事業に吸収されておられる、私どもはそれのように簡単に考えるべきではありません。現在失業者がこのような混乱を起すはずはない。その議論はいたしません。

それでは、ただいまの二十九万一千人と御指摘になられました人々の失業保険金の給付期間中における就職の分類です、つまり何カ月目にどれだけ減つた、何カ月目にどれだけ減つたといふふうな大体のものがあつたらうと思つておられますが、これを一つお示し願ひたい。

○江下政府委員 二十九万の内訳でございますが、これはまことに申しわけございませんが、その給付期間中にどれだけ就職したという調査はございませぬ。おそらく私の考えでは九割以上が、大体平均百十日もつたあと就職をしておられると考えております。

○中原委員 それはどうもはなはだ遺憾

憾でして、おそれくというようなお示しでは納得ができません。少くともこの問題を対象として方針を立てなければならぬ問題に直面しておるときに、やはりこれはつぶさに御検討になられて、あるいは調査されて、明確にこの数字が立証されるのでなければ、立案者としてははなはだ不親切だと、私はこう思います。ただいまの御答弁では、誠実を傾けた措置あるいは立案と受け取ることができなくなりますが、どうでしょう。

○江下政府委員 先ほど申し上げましたように、この中には季節的な労働者または循環雇用の労働者が約二十二万おるわけでありまして、これらの人は、先ほど申し上げましたように、平均百十日の受給日数を持つておるといふことでございまして、この季節的な労働者につきましては、おそれく全部——おそれくと申しますと、またおしかりを受けるかもしれませんが、これは当然北海道その他に出かせぎに行けるようになるまで失業保険をもらって、それからまた出かせぎに行くのでございまして、これは全部受給期間中に就職をする、こういうことでございまして、その他の一般の被保険者でございまして、これは調査が非常に困難でございまして、先生のおしかりももつともだと思ひますけれども、実ははつきりした調査はいたしません、先ほど申し上げましたように、大体ごく短期の失業保険の受給者と申しますのは、約半数が受給期間中に就職をいたし、残りの半数のうち三カ月以内にさらに半数程度が就職等をしておる、こういうことで私大体考えております。

○中原委員 そうなりますと、この二

十九万の人たちの場合の就職の比率は、全般の比率と同じだということになるわけですか。

○江下政府委員 このうち約二十二万程度の者は、失業保険をもらうのは仕事のない期間にもらっておるのでございまして、当然受給期間中に二十二万程度の者は保険をもらってあとすぐ就職をする、こういうものであると思ひます。そのほかの一般の短期被保険者につきましては、大体私は一般の被保険者と同じではないか、こういうふうにおし上げたのであります。

○中原委員 それでは、関連しまして、この法律案が成立、実施されれば、三十年度内は三億、それから平年度は十二億から十三億の保険財政の赤字への転換が可能である、このように私は承わっております。おそれく先日の速記録をらんになれば——私が聞き違つておるとすれば、この数字は何であつたかということになるのです、こういう計算の基礎になるものを一つ御説明願ひたい。

○江下政府委員 私が答弁いたしましたのは、今度の受給期間の調整と適用範囲の拡大ということによって、本年度において差引しまして、改正をしないとすれば支給金が十億程度は減る、こういうふうには私は申し上げたつもりでおつたのでございまして、保険経済が黒字になる——これはもちろん黒字になるわけにございまして、どうもそういうふうには実は記憶しておるのでございまして、何か私の勘違いでございしたら、また御指摘を願ひたいと思ひます。

○中原委員 速記録を持ってくればよかつたのですが、私もそうと思へば、もう一度精密に見るのでしたが、そのときに私が書いたのがここにありまして、これは大臣の口からであつたと思ひます。従つて、多分あなたがデータをお出しになられたはずで、改正による赤字克服は三十年度において三億、それから以後平年度は十二億ないし十三億、こういう説明だつた。ですから、この中身が私は聞きたい。そのときは、時間の関係で私は締め出しを食つてしまひましたから、質問を継続しなかつたわけですが。

○江下政府委員 私もどうも記憶が確かでないので、一応先生のおっしゃる三億ということをおし上げたと思ひます。これは結局本年度の予算の問題になつてくるわけにございまして、昨年度におきましては、お話しいたしましたように十億の赤字が出現して、これは積立金からその分をおろして、政府負担分は翌年度までに補てんをする、こういうことになつておるのでございまして、ところが本年度におきましては、この改正をいたすといたしますと、先ほど申し上げましたように、保険金の給付面におきまして、差引十億の減が出る、その減が出ることによりまして、結局保険の収支が三億の黒字というふうになつたのではないかと思ひます。

○中原委員 昭和三十年度内はそんなんです。その後の年度は十二億ないし十三億というのですが、これは私の聞き間違ひでしょうか。何か数的な根拠があるに違ひないと思ひます。

○江下政府委員 これはおそれくこういうことだと思ひます。私の方で、一応この改正をやることによりまして、来

年度以降保険経済がどうなるであらうかということをはじいたことがございまして、当然これははじくべきこととございまして、これは将来の予想でございまして、これは数字の基礎を出すのが非常にむずかしいのでございまして、たとえ五年以上の受給者がどのくらい出るか、あるいは十年以上の受給者がどのくらい出るかという推定は非常に困難でございまして、三十年度におきましては、一応五年以上の受給者が、全体の受給者のうち約七〇程度であらう、こういう推定をいたしております。それから平年度におきまして、この法律が完全に動き出しましてからは、おそれくこの受給者の数が約倍近くにふえるであらう。これはわかりませんが、ほんとうに推定でございまして、そういうふうな推定と、一方におきましては短期の被保険者、六カ月から九カ月のものが全体の大体二七％でございまして、これを越えないであらう、むしろこれは若干減るのじゃないかといふ計算のもとに一応はじいてみたわけにございまして、そうしますと、まあ平年度においては十億程度の黒字になりそうだが、これならまずまず保険経済面としてもこの改正案でいけるじゃないか、こういう予想のもとに一応考えたのが、この案なのでございまして、三億、十億というのがかつちりと、これは将来の予想でございまして、断言できない点もございまして、一応私どもでそういう基礎ではじきました結果の見込みを申し上げたのでございまして。

○中原委員 まことにたよりなく感じます。たとえば将来受給者の数が、推定ではあるが倍加するものと予想し

て、計算をお立てになられて——倍加するわけですね。しかし、にもかかわらず、この短期者はやはり二七％で一応押えておる。そうなつて参りますと、短期者の方はふえないということになるわけにございまして、これはどういうわけでしょうか。

○江下政府委員 短期者の方は、今度の保険法改正によりまして、受給期間が相当減りますので、おそれく従来のように給付をもらひに来る人はないのじゃないだろうか、こういう推定でございまして。

○中原委員 それでは短期者は、この法律案が成立すれば減る。もちろん減るに違ひないが、減るから短期者の計数はふえないと見ることができ、これにつながるわけですね。

○江下政府委員 私の申し上げましたのは、短期者が、今度は九十日の給付期間になりましたので、二十七万といふ二十九年度の実績以上に実人員があまりふえない、大体この程度の数字でいけばいいじゃないか。これは給付期間が減るから、当然給付額は減るわけですから、実人員はむしろ減つてもふえないのではないかと、こういう考え方であります。

○中原委員 そこで問題はますます複雑になるのですが、実人員はふえない、これが非常に大事なんです。私はそのことが非常に気になつてくるわけです。給付の措置が低減する、給付が減額されるから、給付額が、そのパーセンテージに維持できるというならば、倍加するということと大体論理が合うわけですね。ところが実人員がやはり依然としてそこを維持するであらうといふことになると、やはり短期者の実態

というものはふえないということに
ながつて参るわけです。法の措置を受
ける者は、いわゆる給付額は減りまし
ても、給付期間は減りましても、実人
員は依然として動かないところに問
題の混乱があるのではないかとと思
います。全般の受給者の数は倍加する
であろうという予想、これは当然で
す。これが減るなどと考えたらとんで
もないことで、現在の失業の実態から
考えますと、これは遺憾ながらどん
んふえてくると思います。政策がふや
すようにできているといつても極論で
はないと思うほどの経済政策に今日な
っております。これはどうしてもふえ
ます。従つて、これが減るなどとい
うことは、もちろん議論になりません。
だから、ふえるということはいくまで
正論です。今の状況の中で言えば当然
の論ですが、ただ問題は、短期者の実
数がふえないという御推定を、もう少
し科学的な説明を聞かせてもらいた
い。なぜふえないか、ちよつと私には
わからないのです。

○江下政府委員 短期の被保険者は、
毎度申し上げますように、季節的な勞
働者が現在主体になっておるのでござ
います。これらの人は、現在北海道あ
るいは遠方に出かせぎに参りまして、
六カ月たつたらきちんと帰つてきて保
険金をもらつておるのでございます。
そこで、もしこれを先ほど申し上げま
したように九十日に削減をいたします
ならば、失業保険をもらいに帰つてく
るのがばからしい、九十日しかもらえ
ない、こういうような影響が当然ある
のじゃないか。そうすれば、この季節
的な労働者においては、むしろ失業保
険の需要は減るのじゃないか、働いた

方がやはりいいじゃないか。こうい
う点から、私もはこの短期の労働者
一応ここ二、三年の間は、大体現在の
数字で行くであろう、こういうこと
です。

○中原委員 まことにけつこうな御分
析でして、そういうふうになりますか
しら。保険金の給付を受ける者は、給
付を受けるというだけをおねらいとし
て失業するのでしょうか。その言い方
は、私政府当局者として、労働者を侮
辱するものだと思うのです。給付金を
もらうために失業するのでしようか、
仕事があるのに仕事を捨てて戻ると
いうか、とんでもない認識だと思
うのです。やはり仕事は離したくない
のです。仕事を離したい者はお
りません。それをそういうふうな御認識で失業対
策をお考えになられ、労働者を取り扱
われるということになったのでは、日
本の労働者はそういう政府の考え方に
対して、反抗しなければならぬ。そ
うでしょう、そういうものじゃないと
思うのです。保険金をもらいたいから
仕事を捨てて帰つてくる、そういう心
理、そういう事実があるのでしょうか。
これはもう少し実情を御調査になられ
る必要があると思うのです。なぜ失業
したのだからかという失業の動機を一
つ——私は局長が労働者に対するい
ろんなものを十分御理解になってお
いになると思ひ切つておるのです。だ
から、今の御答弁は、ちよつとびつ
りするのです。そういうものではない
と思ふのです。これは労働者の前で、
その言葉をあなたがおっしゃつたらど
うなるでしょう、おそらく労働者は承
知しません。實際のところ、けつこう

な仕事をもちながら、その仕事を捨て
て失業保険の給付を申し込むというよ
うなばな話はありません。従つて、こ
の数がやはり維持されるという御見解
は、分析がはなはだお粗末過ぎると思
います。実情に対する認識が欠けてお
るのじゃないかといわなければならぬ
と思ふのですが、いかがでしょうか。

○江下政府委員 私が実数と申し上げ
ましたのは、実は私の考え違いであり
まして、これはパーセントでございます
す。従つて、失業保険の受給者が全体
としてふえますれば、やはり短期労働
者もそのパーセントはふえていく、全
体の率といつたしましては二七・七％と
いう一応の率ではじておる、こうい
うふうにと訂正させていただきますと思
います。

○中原委員 そこで、約二十九万一千
人の労働者の中で、いわゆる季節的な
労働者を除いた人、臨時労働者とい
いますか、臨時工といいますが、臨時勞
働者といいますが、これも少し具体
的に分類をしていただきたいと思
います。

○江下政府委員 具体的に申し上げます
と、どういふことに相なりますか、要
するに、それ以外の人につきまして
は、これは季節的なものではないので
ありますが、一般の会社、工場等に
おきまして、六カ月から九カ月の程度雇
われて解雇された、こういう人たちだ
と私は考えます。

○中原委員 問題は計数の基礎に実は
誤りがあるかと考えられるから、どう
考えましても納得できないのです。話
は少しあとに戻りますけれども、日経
連の新聞で、日付をちよつと思ひ出せ
ませんが、私はここにメモしておるの

です。新聞を持つてくればよかつたの
ですが、これは何でも政府の何かの機
関で、あるいは政府の諮問機関で政府
が発表しておるのです。その数字によ
りますと、パーセンテージがさつき申
しますように季節労働者の方が少いの
です。今の説明では、季節労働者がほ
んどになつてしまつた。それで季節
労働者を除くあとの臨時的な労働者
というものは、まことにけつこうりやうた
るものだという印象を受けるわけ
です。そうすると、政府は重要な政府機
関で御発表になられたはずの数字は、
どういふ基礎の上で御説明になられた
のか。やはりけつこうりやうた法草案をどのよ
うにするかについての審議をする場合
には、間違つた御説明があつたので
は、要当な結論が出ないのはほんとう
なんです。これは大へん責任が重いと
思うのです。そこで、日経連の新聞
の発表しておる基礎になつたある機関
は、何機関だつたか、多分審議会か何
かではないかと想像するのですが、そ
こがどうしても私はうなずけないので
す。この基礎が違いますと、法律案の
扱い方ががらつと根本的に變つてく
るわけです。ですから、私もは、これ
は一大事だと思ふのです。だから、こ
れが違つたということ、私が得心行く
ように御説明いただきたいのです。

○江下政府委員 その統計は、今私の
方で見えますと、一二％というの
でございますが、これは北海道への出か
せぎによるものと明確にかまされれ
たものの数が一二％ということござ
います。私が先ほどから申し上げてお
ります二十二万の中には、そういう北
海道への出かせぎという形をとらなく
ても、定期的、季節的に雇用される

者、あるいは循環的に雇用される者、
こういうものを加えましての計算でござ
いますので、御了承願ひたいと思
います。

○中原委員 それでは北海道あたりへ
出かせぎする、すなわち季節労働者
として把握できたものが一二％と計算し
た、こういうことですね。ではさら
に、そういう季節労働者でない臨時勞
働者といいますが、これはほんとうは
もつとあるのじゃないですか、ない
はうなずけぬのです。東京で見ても、
大阪、福岡で見ても、臨時的な仕事を
しておる人、これは季節じゃないので
すが、そんな数ではないはずで、こ
れはどうでしょうか。

○江下政府委員 臨時労働者の数とい
うのじゃございませんで、六カ月から
九カ月までしか被保険者期間を持たな
かつた人で、離職して失業保険をもら
いに来た者の数が、今申しましたよう
に季節的な循環的なものを除きまし
て、二十九万のうちから二十二万引
きますと約七万程度あるということであ
ります。

○中原委員 現在の失業状態の中で、
職安あたりでずいぶんいろいろなこと
を扱つておりますが、それ以外のこと
も含めまして、継続的に長期にわた
つて就職することのできない人がどれ
くらいあるのでしょうか。たとえは今の
六カ月から九カ月——受給資格は別
すけれども、実情としてそういう短期
の職業についておる人の実数は、ど
れくらいあるのでしょうか。

○江下政府委員 安定所の窓口に出
て参ります求職者、これは失業保険の受
給者も求職者になるわけですから、全
部入るわけですが、毎月五十万人失業

保険の受給者が求職者として入っておる。そのほかに一般の失業保険をもらわない求職者が約五十万人おるわけでありまして、約百万人。ときによつては百万をオーバーいたしておられますが、まあ百万人から百二、三十万という程度が現状でございます。これらのものが、公共職業安定所に求職をしておるのであります。これに対して求人者が、これも月によつていろいろ違いますが、大体三、四十万人でございます。そうして就職いたしますのが、年間平均として毎月十五万から二十万程度就職するのが実情であります。

○中野委員 どうも割り切れぬのです。こういう状態から考えますと、かりにその中で就職をなし得るものが十五万ないし二十万と押えまして、この人々の実情と就業後における勤続の状態、こういうものはどういふふうになつておられますか。

○江下政府委員 これらの十五万のものでどういふ産業に雇用されておるかという事は、私の方で調べておられますけれども、雇用されましたあとの実情は、職安関係では把握してないのでございます。

○中野委員 理在こういつた形の就業状況のもとで、労働者の立場から言いますと、最近新聞紙上でよく報道されますように、職を得ることができなかつたために、あるいは職を失つたために、たかさんの悲劇が続出しております。これは当然のことなんです。従つて、そういう状態を考えたの中に入れて参りますと、今度の失業保険法の改正措置というものは、現在の状況に対して、政府の労働者に対する責任のある熟慮のある措置ではないということに

なつてくる。というのは、こういう状態がかなり軽く扱われておるといふことになるからでありまして、しかもそういう関係の中で、短期労働者全般に對する給付額を半減して、年度内に三億の黒字へ転換していく。赤字克服後においては平年度十億圓の黒字というふうな、これは妙な言葉を使います。政府はいわば失業保険かせぎをやることがになります。でなければ、この黒字が出るという事は、どうしたつてうなすけない。これは失業保険かせぎを政府はたくらんだということに、この法律の改正部分についてのせんざくを通して遺憾ながらなつてくるのです。大体失業保険法を通して赤字を克服し、これがもし政府のお手柄だとするならば、その赤字克服の敷きになる労働者は、文字通り全く飢餓のほかにない。これには耐えがたいのろいを感じるのである。私は思ひます。しか

も、先ほどからお尋ねしておりますけれども、根拠から出てこないのです。臨時のはその労働者が、この失業保険の給付対象の資格を取ることができないという状況の中に、いわば投げ散らかされていくという格好になり、これはみごとな改正法律ができた、この法律によれば当面の失業救済措置として

はまことにけつこうである、こういうことは言えないと思ふ。大臣は提案説明で、なかなかうまいことを言つていらつしやるのですけれども、その提案説明のどのような美辭麗句にもかかわらず、実態はこういうことになつてくるのじゃないか、どのように好意的に考えようとしても好意的な結論は出てきそうもないのですが、これはどうでございますでしょうか。

○江下政府委員 先生御承知の通り、日本の失業保険法は、従来六カ月だけ働けば、あと百八十日の給付期間をもらえる。六カ月以上何年働いてやめても、やはり六カ月しかもらえない、これが日本の失業保険法であります。当初におきましては、この失業保険の運用は、あまり世間の人が知らなかつた、と申しますと語弊がありますが、あまり乱用等が行われなかつたのでございます。現実には六カ月しか保険料を納めなかつた人が、六カ月保険金をもらう。そういうことになりました。す、保険料は、御承知の通り本人負担は千分の八であります。六カ月負担は千分の四十八でございます。給料の千分の四十八の保険料を払いまして、やめればあと百八十日というものは、自分の俸給の六割をもらへる、こういう考えによつては非常に甘い制度になつておるのでございます。失業保険法本来の建前は、これは先生もよく御承知と思ひますが、不慮の失業、つまり思わざる失業に対処して一時の生活安定をはかるというのが、保険法の建前だといふふうに私も承知をいたしておるのでございます。そこで、先ほどおしかりを受けました

が、ある程度失業保険を当てにすると、いろいろな形が、最近だんだん出て参つております。六カ月働いて—これは先生のおししやるように、職のない場合もあると思ひます。思ひますが、しかしそうでない場合も相当ある。東北地方ではこれが社会問題化しまして、こういう甘い保険制度を作つておるから働かなくなる面もあるといふふうに、私どもとしては、実は攻撃も受

けておるのであります。もしこれを悪意に解しまして、六カ月だけ働いて六カ月保険金をもらう、こういうような情勢がもし一般的になりましては、これは大へんだと思つてございませう。先生が仰せのごとく、この措置によりまして、一方においては保険金の受給期間の延びるものもございませう。なお切られまして、若干従来よりは不利になる人もございませう。私どもとしましては、失業保険はあくまでも一時の、つまり失業したごく短期の間の生活保障を失業保険の建前とするということでございます。先ほど申し上げましたように、私は、先ほど申し上げましたように、私にはできるだけ政府の力によりまして、就職のあつせん、あるいは失業対策事業による就労といふようなことによりまして、そのギャップを埋めるように努力をいたしたいと思つておるのであります。

○中野委員 長期の人に給付額を増額したというところに、一つの法改正のいい面があるといふふうな御説明でありました。私どもももちろん長期の勤労者の失業に対して、給付額がふえたといいことについては、異存がありません。しかしながら、問題は、にもかかわらず、五年以上が全体の七割と先ほど言われたと思うのですが、あとの九

三割はそのうちの外に置かれるといふことになる。しかも、その多数の人が給付額が半減されたという措置、これは給付を受ける労働者の立場から考えますと、全般としてやはり給付額は減少されたことになる。これは間違いないと思つておる。労働者といふ一つの集団、大きな階級から考えますと、受け取る額が少くなる。あるいは労働者

という言葉が適当かどうか、むしろ農民の中にもしばしば適用を受ける立場になる人があると思ひます。従つて国民全般といひますか、そういう勤勞國民の立場から考えましたら、やはり失業保険法を通じては大きな損をさせられる、これだけは否定しようがないと思ひます。なぜなら、先ほどからのお話のように、赤字克服をねらつた法改正だから、いやおうなしに労働階級の方へそれだけはすくい上げられていくことだけは間違いない。労働階級が潤されるということではない。もし失業保険法の法精神から考えてみるならば、それなら失業者が完全に就業し得る状況を作らなければならぬ、それをなせしないかといふことになる。これはあなたの責任ではない、現在の政治責任だと思つておるのですが、なぜ完全に就業のできる、みんなが希望に燃えて、生き生きとした気持ちで働けるような積極対策をとらないか、これは大きな問題であると思ひます。それをよしとしないばかりでなく、失業者がど

んどんふえてくるのじゃないか。八十万を数えるような状態まで政府のいわゆる完全失業—私どもからいへば、これは相当議論がありますけれども、今日その議論をしようとは思ひませんが、とにかく八十数万を出さなければならぬ。それが七十万に減つたら、大きな手柄のように宣伝をされるけれども、実情は就職に見切りをつけて、仕方がないから、借金をしてでもいいから、まあ学校へでも行けといふことで、子供の方向転換をしたといふことまで含んで、辛うじて八十数万が減つたといふことにすぎない。もつとふえるだろ

うことには、私どもとしては、実は攻撃も受けておるのであります。もしこれを悪意に解しまして、六カ月だけ働いて六カ月保険金をもらう、こういうような情勢がもし一般的になりましては、これは大へんだと思つてございませう。先生が仰せのごとく、この措置によりまして、一方においては保険金の受給期間の延びるものもございませう。なお切られまして、若干従来よりは不利になる人もございませう。私どもとしましては、失業保険はあくまでも一時の、つまり失業したごく短期の間の生活保障を失業保険の建前とするということでございます。先ほど申し上げましたように、私は、先ほど申し上げましたように、私にはできるだけ政府の力によりまして、就職のあつせん、あるいは失業対策事業による就労といふようなことによりまして、そのギャップを埋めるように努力をいたしたいと思つておるのであります。

うと、私は残念ながら予想いたしますが、そういうおそるべき失業対策の状況のもとでは、やはり失業保険法の性格も当然変ると思えます。これは国家の責任です。変らなければならぬと思えます。やはりこの点から考えますと、そういう措置に不可避的に、いやおうなしにずつと追いついていくという事になって参りますと、せつかく政府の労働行政が、労働者のサービスのな職責を負うてでき上ったものとばかり労働階級は思うておるのですが、その機関が、逆にならぬ格好に実はなりつちをのそかせたような格好に実はなりつちあるという事を、否定し得べくもないことになるとは、否定的か。このような内容を持った法律案を出しになられて、あなたが具体的な御説明の衝に当られたことは、私は気の毒に思ふ。これは良心があるならば、はなはだ不本意に思われるはずなんです。そんなものを、さも理屈ありげに、さも正当であるかのように、さも労働階級のための政策の合理性があるかのように言わなければならぬ立場は、実際私には同情申し上げます。とんでもない。これは今日は大任に出てもらいたかつた、これは大臣の責任です。大臣はヒューマンイティの立場に立たれて、いろいろ御論議がなされる。もちろん私どもは、ある程度そのことを認めますが、であればなおさらのこと、こういう隠されたあいくちが労働階級の前に突きつけられてくるということになる、これは大へんです。実際そうなんです。なるほど説明は、あなたのよろしい頭でみごとになさるけれども、どうも裏が見えてしょうがない、御説明を疑うほど裏が見える。どうもおか

しいという気持ちに私の頭は充満します。これはもう少し真剣にこの問題の改正点の中身をもっとと分析させていただきます。ただかぬことには、どうしても了解できないという事になるのです。こういう点について、私はいろいろ尋ねたいことばかりですが、あまり時間を取ると委員長にしかられるかもしれませんが、先日来の宿題ですか、きょう一日私が受け持たせていただきます。この文章を追うて参りますと、一々どれもこれもそういうことになつておると私は見るのです。これは私の頭が少しぼけておるのかもしれないけれども、どうもこの法律案を逐条審議して参りますと、どの箇所もどの箇所もやはり一貫して今日のよくな不況の中に追いつめられておる日本の労働者にとつては、これはおそるべきあいくちのひらめきといわなければならぬのです。これはまことにまことに御説明ではございませうけれども、御説明とはものが大分違つて参るのであります。

さらに条を追うというよりも、むしろ便宜上第十三条の二の被保険者資格得喪の確認というところですか。これはどういふことなるのですか、御説明を一つ聞きたい。

○江下政府委員 現行法におきましては、被保険者の資格の取得、喪失についての具体的な規定はないのでございませう。こういう条文がございませう。これは第六条でございませうが、第六条の一番初めに「左の各号に規定する事業主に雇用される者は、失業保険の被保険者とする。」と書いてあります。そして次に「つと事業を掲げてあるわけでございます。そうしまして、現実の扱ひをいたしましては、事業主から私の方に——公共職業安定所の方でございませうが、安定所の方に事業主から、自分の方は適用事業になったという事を届け出る、それだけでございませう。こういう形で現在運用しておるのであります。ところが、これがどういふ結果に相なるかと申しますと、資格取得について、個々の被保険者についての何らの確認がないという事でございませう。そうしますと、これらの事業主に雇用されております労働者が離職いたしました時、その離職いたしましたときに、果してその雇われておった本人が、六カ月間被保険者として具体的に雇われた人であるかどうかという事は、離職表の提出を待つて初めて安定所が調査をしなければならぬ、こういうのが現在の実態でございませう。それからいま一つは、最近、そういう個々の被保険者の確認がございませう。事業主が架空の被保険者を作りまして、そうして安定所に出頭をさせ、現実には雇わなかつた人が失業保険金をもらいに來る、こういう現象も相当これがふえておるのでございませう。これは何によつてこういうことになるかと申しますと、被保険者の資格の取得、喪失について、何ら個々の被保険者についての確認がないために起つておるといふことでございませう。で、今回はこの規定を置くことによりまして、被保険者個々のまた権利を擁護すると同時に、保険料の通脱、あるいは不正受給の原因となるものをこの規定によつて除きたいと思ひます。

は、その事業場の事業主が所轄の公共職業安定所に被保険者の名簿を添えて適用届を出すことにいたしてございませう。名前、年令等も書いて安定所に出し、安定所におきましては、個々の被保険者について、これは確かに在籍をしておるといふ確認をいたしまして、確認書というものをその事業主に渡す。これによつて、個々の被保険者の資格取得が明確にされるのでございませう。もし途中においてこの被保険者に異動がございました場合は、これも一定の条件によりまして安定所に届けさせます。安定所の方で、被保険者の台帳を事業主別に作つておきます。そういたしますと、離職いたしました場合にも、台帳との照合によつて一目瞭然に、被保険者であつたかどうか、何カ月あつたかということも、つかめるわけでございます。この制度によりまして、保険料の通脱を防ぐとともに、被保険者の明確な資格取得の権利を確立する、同時に不正受給の防止に資する、こういう建前でございます。

○中原委員 そうなると、第六條と申すのはもう要らない。少しこれは言い過ぎかもしれないが、あまり必要なくなりませう、それはどういふことになりませうか。

○江下政府委員 これは一般的に、強制適用になる事業はこういうものであるという事を宣言する規定だといふふうに私も考えております。これをさらに具体的に、それでどういふふうに行政手続によつて確認するかというものが第十三条の二の規定であります。

○中原委員 ただいまのような、そういう思ひつきをなされた基礎になる、つまり不正な被保険手続、これはどれくらい件数にしてありまするか。

○江下政府委員 受給資格がなくて不正受給をいたしたものと申すのが、大体この項目に該当すると思ひますが、件数にいたしまして——これは私どもの方で乏しい人員をもちまして調査したのでございませう、このほかにも相当漏れがあると思ひますが、四百九十件、金額にいたしまして一千三百四十七万八千五百円ということに相なつております。

○中原委員 今、理事の方から、お昼の休みにするからというふうな御注意がありました。従つて、まだ実はたくさん質問があるわけですが、これで一応休ませていただきます。

○中村委員長 それでは午後お願いいたします。

午前中はこの程度にとどめまして、午後二時まで休憩いたします。

午後零時二十九分休憩

午後二時三十一分再開

○中村委員長 休憩前に引き続きまして、失業保険法の一部を改正する法律案及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案の二法案を一括して議題となし、質疑を続行いたします。

○山花委員 議事進行について。ただいま失業保険法の質疑をやつておりますが、午前中の中原委員の質問も、ずつとかがたわらで承つておりましたが、議事を進行するために、政府当局に一つ要求をしたいと思ひます。この法案はなかなか複雑で、案文だけではちよつとわれわれ理解できない点が多いのであります。そういう関係から、質疑が非常に時間が長くなりますの

で、質疑が短くなるために、参考になる書類の御提出を願いたいと思うのであります。それで失業保険法の改正案の逐条解説というのを、労働省で出しておられるのであります。それを御覧いただきまして、質疑も非常に短くなるかと考えますので、ぜひそのように委員長の方から政府当局に要求をしていただきたいと思いますのであります。

○中村委員長 今、山花君の議事進行のお話の通りでございますから、政府においてはそのようにお取扱いをお願いしておきます。これは急を要しますから、どうぞ至急お願いいたします。

○中原委員 私も今の山花委員の御要求につけ加えまして、これも一つ要求しておきたいと思つて、この法律案を御起草になるために、いろいろ審議機関と御折衝になり、あるいは審議機関の答申なども当然御入手になつておいてなるだろうと思つて、従つて、審議会の特に専門部会とでもいいますか、そういう機関があると思つて、その関係専門部会の議事録あるいは答申その他法規関係書というものはあるはずと思つて、それをあわせていただきたいと思います。このことを申し入れておきます。これは委員長よろしくお取り計らいをお願いします。

午前中に引き続きまして、もう少し二、三の問題点に触れてお尋ねをいたしたいと思つて、ちよつと話が逆もどりになるようでありましたが、午前中どうも根柢から納得がいきかねて大弱りいたして居るのであります。そのことと関連すること、東京都下で、

ただいま大正製薬が争議をやつて居ると聞きます。この争議の中心問題が、やはり一種の臨時工を本工に切りかえる要求闘争というふうなわけには理解いたしております。従つて、こういう場でわれわれが考えつくことは、大正製薬といへば、そう小さい製薬会社ではないと思つて、その大会社でさえ、ほとんど全員六カ月で打ち切られて更新しているというふうな雇用関係になつて居ると聞き及ぶので、従つてこれが争議の中心問題になつて居る。そうなつてみますと、先ほどから私がお尋ねして居るいわゆる臨時工といふものが、全くこの法律の中の大きい部分を占めるのではなしに、いさゝかそういうものも入るであらうかという程度の御説明を承つたものでは、やはりそこに疑問が残つて居る一つの証左ともいえるので、従つて、こういう状態は全国的にも相当ほんとうはあり得るのであります。あり得る状態であるためには、やはりこの二十九万一千人の中に、相当程度さういつた形のものも含まれるはずかといふことが、どうも私は心配でならぬのであります。実は先ほどちよつと申し上げました日経連の機関紙で発表して居るものはこれでありまして、ごらんにならなくても、この新聞でもすぐおわかりになると思つて、これなども、やはりパーセンテージが、一般労働者という人々の占めるいわゆる六月から九月までの間に該当する労働者のパーセンテージが相当大きいわけでは、従つてこの問題は本法律案の審議の中で非常に大切なことだと私は思つて、そこで、ひとり季節労働者だけでなく、一般労働者かなり大きな比率を占

めて居るといふことを、そうではないといふことをもつと具体的に説明をいたしたかぬことには、やはりこの心配を取り除くわけにはいかないと思つて、この点について、いかがでしよう、話がちよつと妙なことに回りまして、私どもとしては、依然としてその疑問は解けないというわけでは、この点に關しまして一つ……。

○江下政府委員 私先ほどその新聞を見たのでございますが、先ほど御答弁いたしましたように、そのうち一百分之二が季節的なものであると申したのは、これは明確に北海道方面への出かきぎの数を押えられるわけでありまして、その押えた数字を一応あげたといふのが一百分之二でありまして、その残りの、実は一八%のうち、さらに北海道以外の全国の各地域におきます出かせぎ、季節労働者が別にござります。

それから、今引例になりました大正製薬のお話でございますが、私が先ほど申し上げました二十二万の中には、六カ月毎に雇用期間をきめて、六カ月で一応雇用を切つて、あとは失業保険でやるというような事業主の傾向がだんだん出てきてつづつある。それは先ほど申し上げましたように、失業保険法の規定が、六カ月あればいいということでございますので、六カ月だけ雇う、こういうことに実は出てきて居る。そういう六カ月だけをきめて次々と一部解雇をしていくという循環的な雇用でござります。これも含めての話で、二十二万という数字を私は申し上げたのでござります。そこで二十九万から二十二万を引きました七万が、当初は長期に雇用されるつもりであつたの

が、やむを得ない理由のために短期の被保険者としてやめざるを得ない、こういうのが七万程度ある。その残りは季節的なものであるが、そういうふうな事業主が最初から六カ月ときめて順繰りに失業者を出していくという循環的な雇用——失業保険が切れるとまたその人たちを雇う、そのかわりまた一部の者を解雇する、こういう循環的な雇用が二十二万の方に入つて居るのであります。そこで、残りの七万が、まあ一番気の毒な人たちであるので、先ほど申し上げましたように、これらの人に対しては、特別な措置をやはりわれわれとしては考へて、就職あっせん等を十分実施したい、こういうふうに申し上げたのであります。

○中原委員 それは二十二万が循環的な雇用者も含めた季節労働者の範囲に入る。そうなりますと、この二十二万のパーセンテージの分け方、これは大きないわけですか。この新聞によりまして、ちやんとできて居るようでございますが、その中で一百分之二・八%と一百分之四・九%といふふうに分けて出て居るようでございます。これはどういふことになつて居りますか、一つ御説明を願ひたい。

○江下政府委員 これは實際問題として、区別するのは非常に困難でございます。これは事務的に正確に出さうと思つても、實際は季節的に雇われるというのと、循環的に雇われるというのとは、区分がつかない。しかしながら、私どもの推定では、この二十二万のうち、相当部分がいわゆる出かせぎ的な季節的なものであるといふふうでございます。

○中原委員 いずれにいたしましても、二十九万あるいは七万をのけた二十二万の人々の詮議はあとに残すといひたい。午前中の最終にお答えをいたした問題についてのお尋ねを続けたいと思つて、それによりまして、資格なき労働者、いわゆる不正受給者が四百九十七件、金額が八千三百四十七万八千五百円となつておりますが、この数字は違ひますか、違ひがほんとうだと思つて居るのですが、もう一度確認したい。

○江下政府委員 一千三百でございます。○中原委員 そこでいふゆる不正受給者なるものは、たとへば受給資格は持つて居るけれども、離職後において当然受けるべき事情から離れた場合、つまり就職でもしたというのですか、そういう場合給付を受けておつたという人が入るのか、それともさうではなくて、全く初めから資格のない、無資格者がこれだけあつたといふことなのか、この点をお伺ひしたい。

○江下政府委員 今のその数字は、全然受給資格がない者が不正受給をしたといふことでございます。○中原委員 そこで問題になりますのは、そのようなことを避けるために、改正法律案が作成されたということになるものと理解いたしますが、さうであれば、この第十三条の二の、取得及び喪失は労働大臣の確認によつてその効力を生ずるといふと、その確認といふのは、どういふ経過を通過して確認するといふことになりませんか。

○江下政府委員 特定の事業場が適用事業場になりますと、その事業主が自分のところで働いて居る被保険者名簿を作りまして、これを所轄の公共職業安定所に提出いたします。そこで安

定所に提出いたします。そこで安

定所におきましては、必要に応じて調査いたしました結果、この被保険者個々について確認するという確認書を事業主に渡すのでございます。そういう手続によりまして確認をいたします。

○中野委員 現在の法律の中でもそれは確認することはできる。届出の手続は、これと違った別の方法であると思はれますが、これはどういふことになり

ますか。

○江下政府委員 現在の法律では、私の承知しておりますのは、被保険者個々についての報告を取り出すために、四十九条の規定によつてできないことはないのでございます。「行政庁は、命令の定めるところによつて、被保険者を雇用する事業主に、被保険者の異動、賃金その他失業保険事業の運営に

関して必要な報告又は文書の提出を命ずることができ。ただ、この四十九条は、被保険者全体に対して、つまり全事業主に対して一般的にこういう調査をするという場合は、必ずしも予想いたしませんで、必要があつた場合に

こういう調査をすることができるといふように一応私どもは考えているのでございます。もちろんこの条文を小まめにやるといふことになれば、できないことではないのでございますが、なる

ほど、名簿を出させましても、先ほど申し上げました労働大臣が一人一人についてこれは資格があるというように確認することについては、この条文ではできないのでございます。

○中野委員 大体取扱いの面から考えますと、私はここであえて取得、喪失確認をしなければならぬというふうな判断は生まれてこないと思ふのです。なぜそのようにきびしく刑事被告人を

責め立てるような取扱いが要るのだらう。大体失業保険法なるものは、これはむしろ本人の職を求める意思に反して職を失つた者に、従つてその失業者に対する国家の救済措置としてとられた保護制度だと思ふのです。それであつてみる。そのように、いわば重箱のすみをほじくるといふことをいいますが、その犯罪者でも追ひ回すかのように扱ひ方をしなければならぬほどにこの問題を処理しなければならぬといふことが、どうも判断がしがたい。やはり第四十九条の現行のそれを責任を持って処理していけば、私はそのことは解決されるのじやないかと思ふ。わざわざここへ、確認によつて効力を生ずる、ときつくとし文句を並べるといふことは、何だか一面失業保険法そのものが、労働者に対して妙にこう敵対的な立場を作りあげていくというふうなことに、従つてこれは、むしろある意味では非常に一方的な、極端な言ひ方をしますと、労働大臣がこれを拒否しようと思はば拒否できることとなる。極端過ぎますか、そういうこともないじやないと思ひます。そういう感じを、これが与えるのです。非常にきびしい、こういう犯罪者を処理するようない態度で法を処理していかなければならぬほどに、この失業保険法の問題がそういう事情の中に置かれておると認定する、そういう判断をするということ

は、これはやはり私は失業問題に対する根本的な心がまえの点に一つ問題があるのじやないか、こういうふうな思ふのです、いかがでしょう。その点については、これはきわめて当然な、妥当な法的措置とお思ひになりますか。

○江下政府委員 私どももいたしましたし、この規定は、先ほど申し上げましたように、ひどい乱給の防止、不正受給の防止という面ではなくて、保険料の徴収という面にもひつかかつて、この徴収でございます。保険料の徴収は、これは御承知の通り、事業主が個々の被保険者の係給から差し引き、自分の負担を加へて政府に納入するわけでござ

います。被保険者の立場から考えましても、自分はいつの間にか知らない間に保険料が納まつてなかつた、そのために被保険者として、離職した場合に保険金ももらえなくなるというふうな事態も間々起るおそれもあるわけでござ

います。そこでこの条文の二項に書いてありますように、「前項の確認は、次条の規定による届出若しくは第十三条の四の規定による請求により、又は職権で行ふものとする」といふことで、これはむしろ労働者側から、どうも自分は確認が抜けておるかもしらぬといったような疑いのある場合には、当然これを要求できるということも、はっきり書いておるのでございます。むしろこの被保険者の権利の擁護という面も、ここで明確にいたしてお

ります。

さらに、これについて、労働大臣が思うようにやるのではないか、そういうおそれがあるじやないかというお話でございましたが、これは先生も御承知の通り、ずつと先の方の条文になるのでございますが、四十条の一項で「失業保険金の支給に関する処分を、被保険者の資格の得喪の確認若しくは」云々というように改めまして、三者構成からなる失業保険審査会のこれは審査事項になっております。従つ

て、労働各代表及び中立委員からなり、ます厳正な審査会で、この問題については、疑義がある場合には、取り上げて適正な判決をいたすことになってお

ります。御心配のような点は私どもはないというふうな考へておるのであります。

○中野委員 そうだといはしますと、大臣が確認するといふその確認の時期、時点といはしますか、そういうふうなものは、大臣の一方的な判断でござ

います。届出のあつたものでもそのまゝ認めるといふことにはならないか、それとも大臣の判断でそれを動かすことができないということになりませんか。

○江下政府委員 十三条の三の条文に書いてありますように、適用事業場の事業主は「命令の定めるところにより、その雇用する労働者についての被保険者の資格の取得又は喪失に関する事項を労働大臣に届け出さなければならぬ」といふので、一応被保険者の名簿を出して、これだけの者が取得したのだというのを安定所に届け出ることになるのでございます。それを受けまして、この十三条の二で労働大臣が届出を受けて確認するといふのでござ

います。中に、中には事業場等であるから、あるいは故意に届出を怠るというものがあつては困りますので、十三条の二の第二項の一番おしまいに、労働大臣が職権でこの資格の取得、喪失の確認を行ひ得るといふ規定をおきまして、そういう旨のあるいは故意に怠るものに対しては通脱を防止するといふ建前をとつておるのであります。

○中野委員 この届出にこたえて、大臣は直ちにこの確認の事を処理して

くといふことになるわけですね。そうだとすると、この処理の時間的な責任は、どういふことになりませんか。かりに、届出を受けて、一カ月もあるいは五十日もあるを放置しても、別に大臣の責任はないのですか、これはどういふことになりませんか。

○江下政府委員 これは届出の日と、その被保険者の資格の取得、喪失の日とは必ずしも一致しない。そこで安定所に持つてきまして、この人はいつから雇ひ入れたかといふことで、それにかかるといふことは、日にちがずれるといふことになりませんか。

○中野委員 時間がずれるような取扱いをするのではないようにするといふことは、一応当然なことでありましようが、しかし、それでは責任はない、そのことはこの法文ではどういふ、つまり大臣側の時間的な責任は、どういふ限界が置かれておるか。

○江下政府委員 これは、労働大臣は必ず資格の取得のあつた日付で確認をしなければならぬ、法律上はそうなる

と私は思ひます。

○中野委員 さらに、この場合にも一つ伺つておきたいと思ふのですが、それは被保険者である者が離職した場合に、その離職の事情でいふのは、自分の意思に反して離職がほとんどあるわけですね。そういう関係から、その離職者がいろいろな雇用事情の中から、自分の意思に反して離職したが、期間のズレから保険金を受給する権利を持たない、こういうことがあり得るわけですね。ちよつと表現がまずかつた

ですが、たとえば離職した離職者の中で、当然被保険者であった人が、期間が短かいために保険金を受けることができない、受給資格を持たない、こういう人が相当あると思うのです。これはどれくらいあるわけですか。

○江下政府委員 これは五人以上の適用事業場の離職者数がどれだけあるかという総数から、結局保険をもらったものは何人おる、これを差し引いた数、一応そうなると思っております。その中で、五人以上のものからどのくらい毎年離職者が出るかということ、実はここに統計を持っておりませんので、正確に数字を申し上げるわけにはいきませんが、御了承願いたいと思います。

○中原委員 私はここに三十人以上の製造業者の統計を持っております。何かの参考になると思う。これは全然無関係ではない。それによりますと、離職率が月平均二%です。失業保険金の受給申請者がその二%の中で〇・六五から〇・九。従ってその人を除く残余の分、一・一から一・三五が非受給の範囲に入る、こういう集計が出ております。これは全然無関係とは思えない、やはり何かの参考になる。これは三十人以上です。そうなって参りますと、そのかなり大きな部分は、政府としてはどういふふうな把握しておいでになるか。これも保険財政を判断するために、労働者の側の利益、不利益を考えると、相当大きい問題だと思つたので、これはもう受給の資格がないのだからいいじゃないかというわけにはいかない。労働者の納めた金が、それだけ吸い上げられてしまった形です、戻らないのです。労働者の手に返ってこ

ないというところに、大きな問題がある。私はそういう関係を知らないのだが、そういう人があるということに対する認識です。この点はどうなりませうか。

○江下政府委員 先生がおっしゃった数字の保険をもらわない者のうちに、直ちに他に就職をしている者も相当あるのではないかと、また受給資格のつかない人もあるのではないかと、それから就職しない者も、もう仕事は定年でやめたのだからこれ以上働かない、こういう人も入っているのではないかと、そこで、そういう点を調べてみませんか、実は明確な御答弁ができないわけですが、やめた者が二%で、保険をもらった者は〇・九%であるから、残りの一・一%は資格がつかない。つかないと思つておられますが、要するに保険をもらう必要がないという人も相当その中に入つておるのだらうと思つておられます。

○中原委員 そうです。その受給資格のない人、しかし、もちろん被保険者資格はあった人です。これはやはり財政の収支の関係からいいますと、その金は、しからばどこへ、だれに与うべき金かということになるわけですが、その金かという点については、運用部が保険財政の中に入つていく。話はずつと前に戻りますけれども、運用部資金の方へぶち込まれていくという金の中に、これが含まれるということになるわけですね。

○江下政府委員 その金は、いずれにいたしましても労働者がまた保険金としてもらう金でございます。その金を政府が取り上げるということはないわけでありませう。一応必要な場合には積

み立てをいたしておきまして、保険金の支給がふえました場合にそれを出すわけでございますから、結局はその金が労働者の方に還元されるのでございませうか。

○中原委員 そういう説明も成り立ちますけれども、実態から申しますと、そのことがはなはだ細かい話になるわけですが、実は出しにくいということになる場合が多いと思つておられます。私がこの集計した数字から出てきた判断で申し上げますと、たとえば保険資格者が大体七百万と見まして、その中でこの比率で申しますと、年間一二%くらいの計数が出てくるわけですが、そうすると七、八十万の人がそういう憂き目を見ておる。保険法の建前からいえば、該当せぬのであるから、受給できないことはわかつておるので、そういういわば労働者の側からいけばマイナスがあるということなのであります。そこで、そういうことに対しての御判断はないものか。先ほど、不正受給者があつたということ、非常に大きな問題点が出たわけでありませう。ところが、こういう部分はどうですか。

○江下政府委員 六カ月間の保険期間を満たしますことは、千分の八を六回納めればよいということなのであります。それで百八十日もらう人が一方に、おいてたくさんあります以上、保険料がある程度かけ捨てになる人が出ることはやむを得ないところでありませう。先生もさつき申されましたように、保険がこういうものであるということ、これは、御承知の通りであります。結局そういうことで保険は成り立っておりますものでありますので、もしそういう人

たちに対しても、何らか保険的なものをやるということになりますと、やはり保険料率の問題その他、根本的に考え直さなければならぬということに突はなるのであります。

○中原委員 そこで問題は、そのような犠牲も、もちろん当然に包含されておるのであるから、先ほどからの話で、百八十日のものを九十日に削減した措置というものは、そういうことまで考へてみると、やはり半分に切り下げたというこの措置そのものが、これはちよつと行き過ぎになつていないか。本来救済する措置なのでありますから、今日の段階における問題としては、失業保険というものは、私は相當に犠牲を払つてよいと思つておられます。これで赤字が少々出たからといって国があつてふたためいて、すぐ解消しなければならぬというような措置に出ることそのことに問題がある。少くとも仕事を求めて、労働者が仕事を失つたとき、これほど大きな打撃はない、経済的にもこれほど大きな打撃はないわけでは、あるいは一生の生活態度が、そのためにくずされることになつておる。そういう犠牲に対して国家が救済措置を講ずるといふことは、きわめて当然なことである。そうなつてみれば、ただいま御指摘申し上げましたような、そういうこともあり得るのであるから、何もあつてその赤字解消のためにずばりと九十日と押える、しかもそれは片面あまりひどいというので、二百四十日をわずかな者に出して、相当の措置を与えたかのごとき幻想を与えるところの法の措置というもので、この法律案の内容に純粋性がない。何だかそうでもしておかない

と労働者が、極端な言葉を使いますれば、欺瞞されかねない。九十日になつたけれども、二百四十日であるのであるから、そういうところに事を託して、何だかあたかもこの法律案が改正法律案であるかのごとき印象を与える、改悪でないという印象を与えるという道にもつながらるのではないかと。これについてはいかががでしょうか、どうお考えでありますか。

○江下政府委員 私は実は、先生から何回もお話がございますが、やや違つた考えを持っておるのであります。日本の失業保険の制度は、これは世界各國の例と比較するのは、日本は國柄が違つたからそれまでだと思つておられる。それまででありませうが、政府が金の三分の一の負担をしておる。これは世界各國の例といたしまして、最高であります。国によつては全然政府が負担していない国も相当ございませう。三分の一の國庫負担を出すということは、私は政府としてこの種の保険制度におきましては、世界一流國の例だと考えます。

それから、今お話しになりました六カ月未滿の者に対する対策というふうなお話でございますけれども、保険が國の三分の一の負担、あとは労働者分の一ずつという負担で成り立っておりますという観点に立ちますと、どうして私どもとしましては、この保険の乱用というものをやはり考えなくちゃいかぬ、あるいは先ほど申し上げましたように、根本論になるわけでございます。ですが、保険はあくまでも思わざる離職後の短期の生活安定に資するという建前をとっております以上、どうしても私どもとしましては、そういう毎年繰

り返して保険をもらうというようなことがあっては、せつかく国なり労使の納めした金が正当に公平に使われているというふうには、やはり私は考えられないのでございます。そこで、先生のおっしゃるような、それで失業対策がなつてないじゃないか、こういうことになりますと、これは政府としても、この保険以外の面でも失業対策については万全を期さなければならぬというふうに考えております。本年度の一兆円予算におきましても、予算額が一兆円に限られましたために、思うように失業対策費もふえなかつたのでございまして、それでも全体からいいますと、百十九億五千万円が百六十八億何がしになった、相当増加率は高いと私は考えております。決してこれで十分と申し上げるわけではございませぬが、こういう一般の雇用対策の面では、これらの落ちこぼれた人に対しては、できるだけの措置をいたして参りたいというふうな考えておるのであります。

○中原委員 なるほど予算の数字がわずかに上昇したということも、これは否定できない事実ではあります。しかし、それよりもっと大事なことは、失業状態が悪化したということとは、何としてもこれとあわせて問題にしなければならぬと私は思います。失業状態が悪化したのじゃなくて、失業状態がだんだん救済され良好されてくる中で予算がふえたというのなら、それはそのふえた予算を問題にして、それだけ国がこのような問題に対して力を入れておるといふことの立証になると思ひますけれども、それはせつかくの御議論の基礎としては、はなはだ遺憾ながらどうも了解できないのです。やはり今日の日本の失業状態というものは、どう考えましても、相当非常手段を講じなければ、私は失業救済、失業対策措置というものはほんとうに妥當を得ることがむずかしいと思ひます。従つて、そういう場合における日本の失業保険制度でありますから、日本の失業保険制度というものは、そういう今日の極端に悪化を呼び寄せておる国の経済諸政策の中から、当然責任が出てこなければならぬ。そうすると、やはり国が三分の一を負担しているというところが、国際的にはかなりいい方部には属すると仮定いたしましたとしても、私はしかあるべきであつて、当然だと思ひます。だから、これをもつてわれわれは、何も今日の日本の失業保険法が、国際的にいつても、上位にある、つぱだといふふうな理解するわけにはいかぬのであつて、ことに他の国の場合で申しますと、労働者の最低生活というものが相当な地位を確保されておる、その就業中における労働者の生活が相当程度に確保されておるといふものが、かりに失業したとして、その失業した場合における生活条件が、日本の場合とは相当違つておる。かれこれ考へて参りますと、日本は一応特殊事情の中における失業対策ということになると思ひますから、それだけに、この法律案はどう考えましても、失業対策の一環としての保険措置としてどうも適当じゃない、何だかばかに労働者を追い込んでいく、むしろ逆に労働者に負担をかけ、労働者の取得を減していくといふことのための措置としか受け取れない。でありますから、労働組合等においても、おそら

くどの労働組合を問わず、それが左のほうと、あるいはそうでない組合だろふなこの問題に対しては、相当きついつい反対を表明しておるし、これに對しまして、非常に反響を加えようとしておる立場になつておるの、きわめて私は当然のことじやなからうかと思ひます。従つてそういう点を、特に労働省当局におかれては、相当真剣に御判断を願つたことには、せつかく御提出になられたこの法律案が、納得はいかないまでも、労働者ががまんをすることもむずかしいといふことになるように私は思つておる。少し理屈になりましたけれども、いすれにいたしましてもそういう諸点を考へて参ります。どうしてか改正措置が改善措置になつておるといふふうな思つておる。なお、この場でもう一点お尋ねしてみたいのですが、季節労働者といふことがしきりに問題になります、しかしらば季節労働者とは、一体どういう人なのか。大体常識上は、季節労働者といふのは、農村から出てきて、北海道その他特殊の季節関係の仕事に雇用されておる人々といふふうな考へます。が、この季節労働者といふものは、どういふ境遇の、どういう職柄の、どういふ経済上の人かといふことです。これについて一つ……。

○江下政府委員 本来季節労働者といふのは、昔は本業がありまして、自分の本業のひまを見て他に何かせぎに行くとおきましかつ、季節労働者といふことじやないかと思つておる。最近におきましては、東北地方から北海道方面へ出かせぎに参りますのは、先生御仰せの通り、農漁村の人たちが多いのでございまして、この方々の中で、もちろん本業を持つておられる人も相当おられますが、大体におきまして農村の手伝い、家族従業者といふような方方とか、あるいは漁業のひまなときを見て行く、こういう人が大部分のように私は承知いたしております。ただこれらの人たちが、現実に——私、先ほど極端に申し上げまして、おしかりを受けたのでございまして、事業主の方の意見も聞いてみますと、出かせぎに來て、大体六カ月程度でやめて国に帰つて保険金をもらう。ところがその保険金、こういうふうな実は奇妙な現象を示しておるのでございまして、なせそういうことになるかと申しますと、季節的な労働者といふものは、どうして半年とか八カ月とか、期間を区切つておられますか、これらの人はその期間だけは非常に働かかむに、賃金が非常に高いのでございまして。従つて、失業保険金はその賃金の六割でございまして、かりに日給五百円のものにいたしましたも三百円でございまして、国の方で保険金を三百円ももらつておる、こうなると、どうしてもほかに仕事があつても、三百円が保険でもらえない、こういうふうな風潮が出て参るのでございまして。もちろん、中にはほかに仕事がないといふ人も相当おられると思つてございまして、私どもとしては、そういう人たちに對しては、どうしてか働かねばならぬのなら、公共事業なり失業対策事業といふのがあつて、ございまして、これらの事業を実施して働いて収入を得てもらう、こういうことで実はいたしたいのでございまして、現在のところは保険制度がありますために、それは消極的な原因ではございまして、就労意欲がある程度、減殺して保険にすがらせ、こういうふうになつておるの、実情のように私は承知いたしております。

○中原委員 そこで、そういう実態の中から季節労働者として出られていく。そうなりますと、大体農漁村が主である。現在の国内のいろいろな統計の中から、その農漁村は、大体主としてどの地域の人ですか、これがわかれば……。

○江下政府委員 北海道への出かせぎの季節労働者は、大体青森、秋田、岩手、山形、そういう方面が主体でございまして。しかしながら、この季節労働者の失業保険をもらうという風潮は、最近ではもう全国ほとんども至るところでございまして。こういう制度がありまして、ために、みな季節的に働かに行つて、あとは保険でつないでいくといふふうな風潮が全国的に出ておる。特に、先ほど申し上げましたようなところでは、先ほど申し上げたように、大抵農業者、漁業者等におきましては、大なり小なりこれが見られるのでございまして。

○中原委員 その出かせぎに参ります季節は、大体いつごろが多いのですか。

○江下政府委員 季節は、花咲く春から木の葉の落ちます秋、こういうことになりまして。大体四月ごろから十月ごろまで、こういうことになりまして。

○中原委員 四月から十月の間が多いといふことが、そうなる、四月から十月の間といふと、前半はちやう

ど農繁期に大体なると思ふのでありま
す。先ほどのお話では、農家、漁業者
の子弟、あるいは農業者、漁業者の中
からというふうに言われたのでありま
すが、その人々が農繁の季節に出か
せをするという事はどういふこと
ですか。

○江下政府委員 農繁期ではございま
すけれども、現実には調べてみますと、
農業関係の人とか漁業関係の人が大
部分出ておるといふのが実情でござ
います。

○中原委員 ネコの手も借りたとい
うのが農繁期の合言葉です。農繁期の
四月から十月までの間、夏のまっ盛り
はどうか知りませんが、それでも旧の
草取りが忙しいのですが、そのネコ
の手も借りたはずの農繁期に、わざ
わざ出かせをせなければならぬとい
う農村、漁村の職業の現態、これはど
ういふお考えになりますか。

○江下政府委員 現在の就職情勢が非
常に悪いのでございまして、私ども
といたしましては、やはり農村にも相
当潜在的な失業者があると思ひます。
これらの人が出かけるのではないかと
思ふのでありますが、それにいたしま
しても、先ほども申し上げましたよ
うに、季節的に雇用される者というの
は、これは毎年その季節になつて行
つては保険をもちろむという事を繰り
返しておる。こういうことになりま
す。

先ほど私が申上げましたよう
な、いろいろな弊害が出て参るので
ございまして、そこで、そういう人
たちに對しましては、北海道に出かせ
して、北海道で働いて収入を得ま
すけれども、帰ってきた場合に
は、安定所に出頭をしてもらいまし

て、そこで必要ならば、保険のかわり
に失業対策事業を実施して吸収する
こういうことではなくてはならないの
ではないかと私は考へます。

○中原委員 農村関係あるいは漁村関
係のこういった労働力の過剰といま
すか、あの状態の中から、その潜在
業者が北海道その他の各地域に渡つ
て季節労働を求めて働きに出なければ
ならぬといふことそのことですね、こ
れはやはりそれだけ農家経済といふも
のは非常に苦しい状態の中に追い込ま
れておるのであるといふことが予想さ
れるわけですね。そうであつてみれば、
たゞいまお話がありましたように、保
険金が一般の貸金並みより非常に高
くして、いわば最高の給付をもちら
うのであるから、ために六カ月間働いて六
カ月間の給付を受けることをねらい
としてやるといふふうには扱われまし
た。何か一種の非常に悪意に満ちた、勞
働者がそのようなものをねらつて、そ
ういふ保険給付をねらうことが、農
村、漁村の過剰人口の、あるいは潜在
失業者の一つの手段であるといふふう
に受け取れるのですが、従つて、そう
いふ観点からこの改正措置がなされ
たといふことになるのは違ふので
すか、いかがですか。

○江下政府委員 私の答弁がまずいた
めに、どうも御理解願えないので
す。私は、とにかく毎年、半年働いて
おるとの半年は失業保険で暮す、こ
ういふことを、一体失業保険制度で認
めていのか、これがやはり問題じゃな
いかと考へます。失業保険料といふの
は、全員の労働者から集めて、ある
いは政府もこれに一般の税金から三
分の一を出して運営しておる金で
ございまして、

それが特定の、そういう出かせぎの、
半年だけ働いてあとは保険でもらう
というふうな人々を、恒常的に残して
おくといふことは問題だと私は考へま
す。これらの人は、私先ほど言葉が足
りませんでした、昔は北海道に出か
せぎに行つたときには、大抵貯金をし
て帰るわけにございまして、そして、あ
との国に帰つた間は、その貯金である
程度生活をするといふのが、従来の実
情であつたのでございまして、最近
は保費がもたらせるので、結局北海道に
出かせぎに行つて高い賃金をもちら
うてきて、あとは保険料をもちら
う、こ
ういふ形のもの、やはり今の全体の
雇用の実情から見まして、失業保
険も考へなければならぬといふふう
に私は考へておるわけにござい
ます。

○中原委員 本来仕事を求めておる者
の立場から判断しますと、半年季節
の仕事を離れて保険金をもちら
うといふとしておるといふことが、ほん
とに労働者の求めておる気持だ
らうか、どうだろうか。これは全く
さうじやないのです、その逆だと
私は思ふのです。やはりいやくも
自分がつかんだ仕事は、一生の
仕事でありたいので
す。これはだれだつてそのはず
なんです。にもかかわらず、それ
にこたへるようなまことな仕事
が保障されておらぬところに、
臨時の仕事、季節の仕事でもあ
つていこうと心理が起つてくる
わけですね。だから、これはやは
り私
はさういふ六カ月を保障するとい
うよ
うなことの繰り返しがいけないとい
ふことの前、そのことがむしろ大
きな
課題になるのじやないか。なせ
この人々を、むしろ、一生を通して
働く職場

たらしめることができないのか。こ
れはやはり今日の政治としては非常
に大
きい。これはあなたにこんなことを
申し上げて、少々無理なことを申し
上げ
ておるよ
うに思ひますので、これは本
来この
ことについて私は大臣に、一つ
次の
機会でも
いいのですが、聞きたいと思
うが、大臣はどう思ふの
だらうか。それでいいの
かどう
か、これは大きな政治問題だと思
うので
す。さうい
うことを繰り返さしめておる。何
んか
私
がひがんでおるのかもしれない
けれども、この法律案を讀むにつ
れて感
じることは、ばかに労働者を犯罪
人扱
いにしておる。労働者が何だか横
着者
で無理ばつかり言つて、それ
に對
してはさう答えるのだといわんば
かり
のものに全文がなつておるとい
ふこと
を、だから感じるのです。従つて
この
法律の改正案の皆さんの御苦心が、
私
はさうい
ふ観点の上になつてなされて
きたの
じやないか、それとも筆を進め
なが
ら書かれたのかとも思ふので
す。そ
れほどにこれは実に極悪非道な
法律
案です。こんなばかんな改正案
はないと思
ふ。さう思ふので
す。これは実にひどい。これはも
う少し
労働者の労働権を尊重し、人格
を尊
重し、人間権を尊重して
おるな
らば、さういふ草案ができたこ
とは
ないと思
うからなんです。これは私の言
葉が極
端に聞えるかも知れませんが、
でも、さ
ういふ極端と思はれるかも知
れぬ
ほどの言葉をもちしても、この
法律
案の内容には値すると思ふので
す。私
はさう思ひます。どうもはな
だ善
意の上になつた改正法律案とは思
えな
いといふ感じが、従つて非常に
深く
起つてくるわけですね。さうい
ふよ
う

なわけ、農繁期との関係から考へて
も、むしろ肝心の農繁期で、外へ仕事
に出るはならないはずのときに、ど
ん
どん出ていくといふところに、こ
れは
大きな問題があるわけですから、こ
の
問題点は、これは政府、国会を問
わ
ず、みんながもう少し本気で建
策す
る必要があると思ひます。おそ
ろく
このよ
うな措置の中であつて問題に
なる
のは、農村の二男、三男――二
三男
対策といふことが非常にや
かま
しくその中には二男、三男の青年
諸君
も相当おるのじやないかと想像さ
れる
わけですね。さうすると、二男、三
男
とい
えば、もちろん青年、もう老後
で、何
でもい
いからその場しのぎの仕事で、保
険
金でももらえば安気にいけるとい
ふ
よ
うな立場の人とは違つて、これか
ら
一生の自
分の職分をきめなければならぬ
青年
が、農村の二男、三男諸君が
その
中にまじつておるといふよ
うな
予
想がつくなら、これはいよいよも
つて
一大事、従つて私は、さうい
ふ人
々まで含んでの農村の労働者、漁
村の
労働者であつてみれば、これは政
府が
もつと本格的に、立場をかえて、腹
を
据えて、善意の解釈、善意の認識
の中
から法律案の処理がなされていくの
が
ほん
とよ
うじやなかつたか、さう従つて
判
断するわけですね。これに對しま
して、
局長の御見解を承わりたい。

○江下政府委員 どうも御理解願えな
くて、非常に私は残念でございま
す。
実はこの法律が、非常にさうい
ふ暗
い印象を与えるといふお話でござ
いま
す。私
どもから見ますと、その法律
の中
には、さうでなく、むしろ制限
しな
い面も相当入つておるとは

自負もいたしております。たとえば二十七条の二で、福祉施設を設置するという規定を置いております。これは明らかにこの法律に基きまして、労働者のための職業補導あるいは宿泊施設等を、もう少しこの根拠規定に基いて活発に実施していく、そういう法律の条項でございます。これはいかに見ましても、先生がおっしゃるように、労働者のためならぬことはないと思は思っております。それから資格期間の問題でございますが、過去一年間に長い病氣にかかりまして資格がつかない者については、特にもう一年延長いたしました、そうしてできるだけ資格のつくようにしてやる、この規定も入っております。そのほかの規定といたしましては、受給期間の調整の問題がございますが、これは先ほど来論議されたところでございます。そのほかの点は、これは保険料徴収の確保の見地から出ました規定が、あとは大部分でございます。事務的に、従来法律の根拠がないためになかなかスムーズに実施できなかった点を、今回の改正によって幾分でも明確にいたしたい、不正受給の防止等もあわせて対策を講じたいというのが、今度の失業保険法改正のねらいでございます。決して先生のおっしゃるように、制限するとか、あるいはやかましく取り締まるということばかりの法律では私どもはないというふうに考えております。今の季節労働者の問題でございますが、私が先ほど申し上げましたのが私の考えでございますが、北海道方面で非常に高い賃金を毎年季節労働者として行っております、これで帰りました保険金をもらえ

るのでございますから、どうしてもその地方の一般の職種別賃金より高い保険金をもらう。こういう事態になりますと、どうしても一面におきましては勤労意欲を阻害する面もございませう。そこで、全体の国民に完全な雇用を与えないからだとおっしゃれば、これはもう私も何も申し上げることはできないのでございますが、私からこういうことを申し上げるのも口幅つたいのことでございますが、今度経済六カ年計画等を作りまして、できるだけそういう方向に政府としても持っていくように努力をいたしておりますので、その点もあわせてお含みの上、本法案の改正につきまして御了承を得たいと思ひます。

○中村委員長　それでは本会議開会のため、ほかに横縄重吉君、中村英男君、横井太郎君、滝井義高君、多賀谷貞稔君の各委員からも発言の通告がございますが、これは明日午前十時半から開会いたします。次会に譲っていただくことにいたします。本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十九分散会

昭和三十年七月十三日印刷

昭和三十年七月十四日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局